

○国土交通省令第七十号

マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第六十二号）並びにマンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和三年政令第二百六十五号）の施行に伴い、並びにマンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第四百九十九号）第三条の二第三項、第五条の三第一項及び第二項第四号、第五条の四第一号及び第三号、第五条の五、同法第五条の六第二項において準用する同法第五条の三第一項及び第五号の五、同法第五条の七第一項、同法第五条の七第二項において準用する同法第五条の五、同法第五条の十二第一項、同項第二号及び第四項並びに第四百四条の二第三項及び第四項並びにマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第二百三十八号）第一条第一項及び第二項第一号、第二号並びに第五条の規定に基づき、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年十一月一日

マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成十三年国土交通省令第一百十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

改正後

目次

第一章 マンション管理適正化推進計画(第一条)

第一章の二 管理計画の認定等(第一条の二―第一条の十八)

第一章の三 マンション管理士(第一条の十九―第四十九条)

第一節 マンション管理士試験(第一条の十九―第二十四条)

第二節 マンション管理士の登録(第二十四条の二―第四十条)

第三節 マンション管理士の講習(第四十一条―第四十九条)

第二章 マンション管理業(第五十条―第九十三条)

第一節 マンション管理業の登録(第五十条―第六十条)

第二節 管理業務主任者の設置(第六十一条―第六十二条)

第三節 管理業務主任者試験(第六十三条―第六十七条)

第四節 管理業務主任者登録(第六十八条―第八十条)

第五節 マンション管理業務(第八十一条―第九十三条)

第三章 マンション管理適正化推進センター(第九十四条―第九十六条)

第四章 マンション管理業者の団体(第九十七条―第一百条)

第五章 雑則(第一百条―第一百六条)

附則

第一章 マンション管理適正化推進計画

(法第三条の二第三項の国土交通省令で定める期間)

第一条 マンションの管理の適正化の推進に関する法律(以下「法」という。第三条の二第三項の国土交通省令で定める期間は、二十年とする。)

第一章の二 管理計画の認定等

(管理計画の認定の申請)

第一条の二 法第五条の三第一項の規定による認定の申請をしようとする者は、別記様式第一号による申請書の正本及び副本に、それぞれ次の各号に掲げる書類その他計画作成都道府県知事等が必要と認める書類(第一条の十一を除き、以下「添付書類」と総称する。)を添えて、計画作成都道府県知事等に提出しなければならない。

一 当該認定の申請を決議(建物の区分所有等に関する法律(昭和三十七年法律第六十九号。以下この項、第八十二条第一号及び第八十五条第二号において「区分所有法」という。第八十二条第一項(区分所有法第六十六条において準用する場合を含む。))の規定による決議をいう。

以下この項において同じ。した集会(区分所有法第三十四条(区分所有法第六十六条において準用する場合を含む。))の規定による集会をいう。以下この項及び第一条の五第二号において準用する場合を含む。以下この項において同じ。))の規定により規約(区分所有法第三十条第一項(区分所有法第六十六条において準用する場合を含む。))の規約をいう。以下この項、第一条の五第四号及び第一条の九第四号において同じ。))で別段の定めをした場合にあっては、当該規約の写し及びその定めるところにより当該認定の申請をすることを証する書類)

二 長期修繕計画(マンションの修繕に関する長期の計画をいう。以下同じ。))の写し及び当該長期修繕計画の作成又は変更を決議した集会の議事録の写し(区分所有法第十八条第二項の規定により規約で別段の定めをした場合にあっては、当該規約の写し及びその定めるところにより当該長期修繕計画を作成し、又は変更したことを証する書類)

以下この項において同じ。した集会(区分所有法第三十四条(区分所有法第六十六条において準用する場合を含む。))の規定による集会をいう。以下この項及び第一条の五第二号において準用する場合を含む。以下この項において同じ。))の規定により規約(区分所有法第三十条第一項(区分所有法第六十六条において準用する場合を含む。))の規約をいう。以下この項、第一条の五第四号及び第一条の九第四号において同じ。))で別段の定めをした場合にあっては、当該規約の写し及びその定めるところにより当該認定の申請をすることを証する書類)

改正前

目次

第一章 マンション管理士(第一条―第四十九条)

第一節 マンション管理士試験(第一条―第二十四条)

第二節 マンション管理士の登録(第二十四条の二―第四十条)

第三節 マンション管理士の講習(第四十一条―第四十九条)

第二章 マンション管理業(第五十条―第九十三条)

第一節 マンション管理業の登録(第五十条―第六十条)

第二節 管理業務主任者の設置(第六十一条―第六十二条)

第三節 管理業務主任者試験(第六十三条―第六十七条)

第四節 管理業務主任者登録(第六十八条―第八十条)

第五節 マンション管理業務(第八十一条―第九十三条)

第三章 マンション管理適正化推進センター(第九十四条―第九十六条)

第四章 マンション管理業者の団体(第九十七条―第一百条)

第五章 雑則(第一百条―第一百四条)

附則

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

三 申請の日（以下この項並びに第一条の四第一号及び第二号において「申請日」という。）の属する事業年度の直前の事業年度の集会において決議された管理組合の貸借対照表及び収支計算書（当該直前の事業年度がない場合にあつては、申請日を含む事業年度における集会において決議された収支予算書）並びに当該直前の事業年度の各月において組合員が滞納している修繕積立金の額を確認することができる書類

四 区分所有法第三条又は第六十五条に規定する団体が申請に係るマンションの管理を行う場合にあつては、区分所有法第二十五条第一項（区分所有法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定により管理者を選任することを決議した集会の議事録の写し（区分所有法第十八条第二項の規定により規約で別段の定めをした場合にあつては、当該規約の写し及びその定めるところにより管理者が選任されたことを証する書類）

五 区分所有法第四十七条第一項（区分所有法第六十六条において準用する場合を含む。）に規定する法人が申請に係るマンションの管理を行う場合にあつては、区分所有法第四十九条第一項（区分所有法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定により理事を置くことを決議した集会の議事録の写し（区分所有法第十八条第二項の規定により規約で別段の定めをした場合にあつては、当該規約の写し及びその定めるところにより理事が置かれたことを証する書類）

六 監事（管理組合の業務の執行及び財産の状況を監査し、その監査の結果を集会に報告する者として規約で定めるものをいう。以下この号、第一条の五第一号並びに第一条の九第三号及び第四号において同じ。）を置くことを決議した集会の議事録の写し（区分所有法第十八条第二項の規定により規約で別段の定めをした場合にあつては、当該規約の写し及びその定めるところにより監事が置かれたことを証する書類）

七 申請日の直近において開かれた集会の議事録の写し

八 申請に係るマンションの区分所有者の名簿（第一条の五第三号において「区分所有者名簿」という。）及び申請に係るマンションに居住する者の名簿（同号において「居住者名簿」という。）が作成され、かつ、これらの名簿が年一回以上更新されていることを確認することができる書類

九 規約の写し

2 前項に規定する計画作成都道府県知事等が必要と認める書類を添える場合には、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類のうち計画作成都道府県知事等が不要と認めるものを同項の申請書に添えることを要しない。

（管理計画の記載事項）

第一条の三 法第五条の三第二項第四号の国土交通省令で定める事項は、管理計画が、都道府県等マンション管理適正化指針に照らして適切なものであることを確認するために必要な事項とする。

（管理の方法の基準）

第一条の四 法第五条の四第一号の国土交通省令で定める基準は、次に掲げる要件を満たす長期修繕計画が作成され、これに基づいてマンションの修繕その他の管理が行われることとする。

一 申請日以前七年以内に作成され、又は変更されたものであること。

二 計画期間が三十年以上であり、かつ、申請日から当該計画期間の終了の日までの間に二回以上の大規模修繕（マンションの建物の外壁について行う修繕又は模様替を含む大規模な工事をいう。第六十九条の六第四号において同じ。）の実施を予定するものであること（申請日から当該計画期間の終了の日までの間にマンションの除却その他の措置の実施が予定され、その実施時期が適切に定められている場合を除く。）。

（新設）

（新設）

三 マンションの構造又は維持若しくは修繕の状況を勘案して、次に掲げるマンションの修繕に関する事項が適切に定められていること。

イ マンションの建物の修繕の内容に関する事項

ロ マンションの附属設備の修繕の内容に関する事項

ハ マンションの附属施設の修繕の内容に関する事項

ニ イからハまでに掲げる修繕に必要な仮設工事の内容に関する事項

ホ イからニまでに掲げる工事の実施に必要な調査の実施その他の措置に関する事項

ヘ 長期修繕計画の変更に必要な調査の実施その他の措置に関する事項

ト イからヘまでに掲げる事項の実施時期及び実施に必要な費用に関する事項

(管理組合の運営の状況の基準)

**第一条の五** 法第五条の四第三号の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 管理者等及び監事が置かれていること。

二 集会在年一回以上開かれていること。

三 区分所有者名簿及び居住者名簿が作成され、かつ、これらの名簿が年一回以上更新されていること。

四 規約に次に掲げる事項が定められていること。

イ マンションの管理のため必要となる、管理者等によるマンションの区分所有者の専有部

分及び規約（これに類するものを含む。）の定めにより特定の者のみが立ち入ることができ

ることとされた部分への立入りに関する事項

ロ マンションの点検、修繕その他のマンションの維持管理に関する記録の作成及び保存に

関する事項

ハ マンションの区分所有者その他の利害関係人からマンションに関する情報の提供を要求

された場合の対応に関する事項

(認定の通知)

**第一条の六** 法第五条の五の認定の通知は、別記様式第一号の二による通知書に第一条の二第一

項の申請書の副本及びその添付書類を添えて行うものとする。

(管理計画の認定の更新の申請)

**第一条の七** 認定管理者等は、法第五条の六第一項の認定の更新を受けようとするときは、別記

様式第一号の三による申請書の正本及び副本に、それぞれ添付書類を添えて、計画作成都道府

県知事等に提出しなければならない。

2 第一条の二第二項及び第一条の三の規定は、前項の認定の更新の申請について準用する。

(認定の更新の通知)

**第一条の八** 法第五条の六第二項において準用する法第五条の五の規定による認定の更新の通知

は、別記様式第一号の四による通知書に前条第一項の申請書の副本及びその添付書類を添えて

行うものとする。

(法第五条の七第一項の国土交通省令で定める軽微な変更)

**第一条の九** 法第五条の七第一項の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 長期修繕計画の変更であつて、次に掲げるもの

イ マンションの修繕の内容又は実施時期の変更であつて、計画期間又は修繕資金計画（長

期修繕計画に定められたマンションの修繕の実施に必要な資金の総額、内訳及び調達方法を記載した資金計画をいう。ロにおいて同じ。）の変更を伴わないもの

ロ 修繕資金計画の変更であつて、マンションの修繕の実施に支障を及ぼすおそれのないもの

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

二 二以上の管理者等を置く管理組合にあっては、その一部の管理者等の変更（法第五条の四の認定（法第五条の七第一項の変更の認定を含む。）又は法第五条の六第一項の認定の更新があつた際に管理者等であつた者の全てが管理者等でなくなる場合を除く。）

三 監事の変更

四 規約の変更であつて、監事の職務及び第一条の五第四号に掲げる事項の変更を伴わないもの

（管理計画の変更の認定の申請）

**第一条の十** 法第五条の七第一項の変更の認定の申請をしようとする者は、別記様式第一号の五による申請書の正本及び副本に、それぞれ添付書類のうち変更に係るものを添えて、計画作成都道府県知事等に提出するものとする。

（変更の認定の通知）

**第一条の十一** 法第五条の七第二項において準用する法第五条の五の規定による変更の認定の通知は、別記様式第一号の六による通知書に前条の申請書の副本及びその添付書類を添えて行うものとする。

（指定認定事務支援法人の指定の要件）

**第一条の十二** 法第五条の十二第一項の国土交通省令で定める要件は、次に掲げるとおりとする。

一 認定支援事務（マンシヨンの管理の適正化の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第 二百三十八号。以下「令」という。）第一条第一項に規定する認定支援事務をいう。以下同じ。）を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

二 法人の役員又は職員の構成が、認定支援事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

三 認定支援事務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて認定支援事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 前三号に定めるもののほか、認定支援事務を行うにつき十分な適格性を有するものであること。

（法第五条の十二第一項第二号の国土交通省令で定める事務）

**第一条の十三** 法第五条の十二第一項第二号の国土交通省令で定める事務は、管理計画が、都道府県等マンシヨン管理適正化指針に照らして適切なものであるか否かについて調査することに關する事務とする。

（認定支援事務の委託の公示等）

**第一条の十四** 計画作成都道府県等は、法第五条の十二第四項の規定により公示するときは、次に掲げる事項について行うものとする。

一 委託する指定認定事務支援法人の名称及び住所並びにその代表者の氏名

二 委託開始の予定年月日

三 委託する認定支援事務の内容

2 計画作成都道府県等は、法第五条の十二第一項の規定による委託を終了するときは、次に掲げる項目を公示しなければならない。

一 委託している指定認定事務支援法人の名称及び住所並びにその代表者の氏名

二 委託終了の年月日

三 委託している認定支援事務の内容

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

(指定認定事務支援法人に係る指定の申請)

**第十五条** 令第一条第一項の規定に基づき第五条の十二第一項に規定する指定認定事務支援法人の指定を受けようとする法人は、次に掲げる書類を、計画作成都道府県知事等に提出しなければならない。

- 一 次に掲げる事項を記載した申請書
- イ 申請者の名称及び住所並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- ロ 申請に係る認定支援事務の種類
- ハ 申請に係る認定支援事務の開始の予定年月日
- ニ 申請に係る認定支援事務の実施体制
- ホ 申請に係る認定支援事務に係る資産の状況
- ヘ 役員の氏名、生年月日及び住所
- ト その他指定に関し必要と認める事項
- 二 申請者の定款、寄附行為及びその登記事項証明書
- 三 令第一条第二項各号に該当しないことを誓約する書面(第一条の十七第二項において「誓約書」という。)

(令第一条第二項第一号の国土交通省令で定める基準)

**第十六条** 令第一条第二項第一号の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 職員及び会計に関する諸記録を整備しておくこと。
- 二 実施した認定支援事務の内容等の記録を整備し、その完了の日から二年間保存しておくこと。

(指定認定事務支援法人の名称等の変更の届出等)

**第十七条** 令第二条の国土交通省令で定める事項は次に掲げるとおりとする。

- 一 申請者の代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- 二 役員の氏名、生年月日及び住所
- 三 申請者の定款、寄附行為及びその登記事項証明書(当該指定に係る事務に関するものに限る。)

2 指定認定事務支援法人は、その名称若しくは住所又は前項各号に掲げる事項を変更するときは、当該変更に係る事項について計画作成都道府県知事等に届け出なければならない。この場合において、役員の変更に伴うものは、誓約書を添えて行うものとする。

3 指定認定事務支援法人は、当該認定支援事務の全部又は一部を廃止し、又は休止するときは、次に掲げる事項を計画作成都道府県知事等に届け出なければならない。

- 一 廃止し、又は休止する認定支援事務
- 二 廃止し、又は休止する年月日
- 三 廃止し、又は休止する理由
- 四 休止する場合にあつては、休止の予定期間

(令第五条の国土交通省令で定める事項)

**第十八条** 令第五条の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 当該指定認定事務支援法人の名称及び住所
- 二 当該指定に係る認定支援事務の種類
- 三 指定をし、当該指定認定事務支援法人の名称若しくは住所の変更又は認定支援事務の廃止の届出の受理をし、又は指定を取り消した場合にあつては、その年月日

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

第一章の三 マンション管理士  
第一節 マンション管理士試験

(試験の基準)

第一条の十九 マンション管理士試験（以下この節において「試験」という。）は、管理組合の運営その他マンションの管理に関する専門的知識を有するかどうかを判定することに基準を置くものとする。

(試験の内容)

第二条 前条の基準によって試験すべき事項は、おおむね次のとおりである。

- 一 マンションの管理に関する法令及び実務に関すること（第四号に掲げるものを除く。）。
- 二 管理組合の運営の円滑化に関すること。
- 三 マンションの建物及び附属施設の構造及び設備に関すること。
- 四 法に関すること。

(受験手続)

第六条 試験を受けようとする者は、別記様式第一号の七によるマンション管理士試験受験申込書（以下この節において「受験申込書」という。）を国土交通大臣に提出しなければならない。

(準用)

第四十条 第十条から第十四条まで及び第二十二條から第二十四條までの規定は、指定登録機関について準用する。この場合において、これらの規定（第十二條から第十四條まで及び第二十二條の規定を除く。）中「試験事務」とあるのは「登録事務」と、第十条第一項中「法第十一条第二項」とあるのは「法第三十六條第二項」と、同項第二号中「法第十一条第一項」とあるのは「法第三十六條第一項」と、「試験」とあるのは「登録」と、第十二條中「法第十三條第一項」とあるのは「法第三十八條において準用する法第十三條第一項」と、第十三條第一項中「法第十四條第一項前段」とあるのは「法第三十八條において準用する法第十四條第一項前段」と、第十四條第一項中「法第十四條第一項後段」とあるのは「法第三十八條において準用する法第十四條第一項後段」と、第十四條第一項中「法第十五條第一項前段」とあるのは「法第三十八條において準用する法第十五條第一項後段」と、第二十二條中「法第二十二條第二項」とあるのは「別記様式第九号」と、第二十三條中「法第二十三條第一項」とあるのは「法第三十八條において準用する法第二十三條第一項」と、第二十四條中「法第二十三條」とあるのは「法第三十八條において準用する法第二十三條」と、「法第二十四條」とあるのは「法第三十八條において準用する法第二十七條第二項」と、同條第二号中「及び書類」とあるのは、「書類及びマンション管理士登録簿」と読み替えるものとする。

(試験の内容)

第六十四条 前条の基準によって試験すべき事項は、おおむね次のとおりである。

- 一 管理事務の委託契約に関すること。
- 二 管理組合の会計の収入及び支出の測定並びに出納に関すること。
- 三 建物及び附属設備の維持又は修繕に関する企画又は実施の調整に関すること。
- 四 法に関すること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、管理事務の実施に関すること。

第一章 マンション管理士  
第一節 マンション管理士試験

(試験の基準)

第一条 マンション管理士試験（以下この節において「試験」という。）は、管理組合の運営その他マンションの管理に関する専門的知識を有するかどうかを判定することに基準を置くものとする。

(試験の内容)

第二条 前条の基準によって試験すべき事項は、おおむね次のとおりである。

- 一 マンションの管理に関する法令及び実務に関すること（第四号に掲げるものを除く。）。
- 二 管理組合の運営の円滑化に関すること。
- 三 マンションの建物及び附属施設の構造及び設備に関すること。
- 四 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（以下「法」という。）に関すること。

(受験手続)

第六条 試験を受けようとする者は、別記様式第一号によるマンション管理士試験受験申込書（以下この節において「受験申込書」という。）を国土交通大臣に提出しなければならない。

(準用)

第四十条 第十条から第十四条まで及び第二十二條から第二十四條までの規定は、指定登録機関について準用する。この場合において、これらの規定（第十二條から第十四條まで及び第二十二條の規定を除く。）中「試験事務」とあるのは「登録事務」と、第十条第一項中「法第十一条第二項」とあるのは「法第三十六條第二項」と、同項第二号中「法第十一条第一項」とあるのは「法第三十六條第一項」と、「試験」とあるのは「登録」と、第十二條中「法第十三條第一項」とあるのは「法第三十八條において準用する法第十三條第一項」と、第十三條第一項中「法第十四條第一項前段」とあるのは「法第三十八條において準用する法第十四條第一項前段」と、第十四條第一項中「法第十四條第一項後段」とあるのは「法第三十八條において準用する法第十四條第一項後段」と、第十四條第一項中「法第十五條第一項前段」とあるのは「法第三十八條において準用する法第十五條第一項後段」と、第二十二條中「法第二十二條第二項」とあるのは「別記様式第九号」と、第二十三條中「法第二十三條第一項」とあるのは「法第三十八條において準用する法第二十三條第一項」と、第二十四條中「法第二十三條」とあるのは「法第三十八條において準用する法第二十三條」と、「法第二十四條」とあるのは「法第三十八條において準用する法第二十七條第二項」と、同條第二号中「及び書類」とあるのは、「書類及びマンション管理士登録簿」と読み替えるものとする。

(試験の内容)

第六十四条 前条の基準によって試験すべき事項は、おおむね次のとおりである。

- 一 管理事務の委託契約に関すること。
- 二 管理組合の会計の収入及び支出の測定並びに出納に関すること。
- 三 建物及び附属設備の維持又は修繕に関する企画又は実施の調整に関すること。
- 四 マンションの管理の適正化の推進に関する法律に関すること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、管理事務の実施に関すること。

(準用)

第六十七条 第五条から第二十四条まで（第十条第三項を除く。）の規定は、試験及び指定試験機関について準用する。この場合において、第六条中「別記様式第一号の七」とあるのは「別記様式第十五号」と、「マンション管理士試験受験申込書」とあるのは「管理業務主任者試験受験申込書」と、第九条中「法第十条第一項」とあるのは「法第五十七条において準用する法第十条第一項」と、第十条第一項中「法第十一条第二項」とあるのは「法第五十八条第二項」と、同項第二号中「法第十一条第一項」とあるのは「法第五十八条第一項」と、第十二条中「法第十三条第一項」とあるのは「法第五十八条第三項において準用する法第十三条第一項」と、第十三条第一項中「法第十四条第一項前段」とあるのは「法第五十八条第三項において準用する法第十四条第一項前段」と、同条第二項中「法第十四条第一項後段」とあるのは「法第五十八条第三項において準用する法第十四条第一項後段」と、第十四条第一項中「法第十五条第一項前段」とあるのは「法第五十八条第三項において準用する法第十五条第一項前段」と、同条第二項中「法第十五条第一項後段」とあるのは「法第五十八条第三項において準用する法第十五条第一項後段」と、第十五条中「法第十五条第二項」とあるのは「法第五十八条第三項において準用する法第十五条第二項」と、同条第五号中「マンション管理士試験委員」とあるのは「管理業務主任者試験委員」と、第十六条中「法第十六条第二項」とあるのは「法第五十八条第三項において準用する法第十六条第二項」と、同条第二号中「第二条各号」とあるのは「第六十四条各号」と、第十七条中「法第十六条第三項」とあるのは「法第五十八条第三項において準用する法第十六条第三項」と、第十九条第一項中「法第十七条第一項」とあるのは「法第五十八条第三項において準用する法第十七条第一項」と、同条第二項中「法第九条第二項」とあるのは「法第五十七條第二項において準用する法第九条第二項」と、第二十条第一項及び第三項中「法第十九条」とあるのは「法第五十八條第三項において準用する法第十九条」と、第二十二條中「法第二十二條第二項」とあるのは「法第五十八條第三項において準用する法第二十二條第二項」と、「別記様式第二号」とあるのは「別記様式第十六号」と、第二十三條中「法第二十三條第一項」とあるのは「法第五十八條第三項において準用する法第二十三條第一項」と、第二十四條中「法第二十三條」とあるのは「法第五十八條第三項において準用する法第二十三條」と、「法第二十四條」とあるのは「法第五十八條第三項において準用する法第二十四條」と、「法第二十七條第二項」とあるのは「法第五十八條第三項において準用する法第二十七條第二項」と読み替えるものとする。

第八十二条 法第七十二条第一項の国土交通省令で定める期間は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める期間とする。

- 一 新たに建設されたマンションを分譲した場合 当該マンションの人の居住の用に供する独立部分（区分所有法第一条に規定する建物の部分）をいう。次号において同じ。）の引渡しの日のうち最も早い日から一年
- 二 既存のマンションの区分所有権の全部を一又は複数の者が買い取り、当該マンションを分譲した場合 当該買取り後における当該マンションの人の居住の用に供する独立部分の引渡しの日のうち最も早い日から一年

(準用)

第六十七条 第五条から第二十四条まで（第十条第三項を除く。）の規定は、試験及び指定試験機関について準用する。この場合において、第六条中「別記様式第一号」とあるのは「別記様式第十五号」と、「マンション管理士試験受験申込書」とあるのは「管理業務主任者試験受験申込書」と、第九条中「法第十条第一項」とあるのは「法第五十七条において準用する法第十条第一項」と、第十条第一項中「法第十一条第二項」とあるのは「法第五十八条第二項」と、同項第二号中「法第十一条第一項」とあるのは「法第五十八条第一項」と、第十二条中「法第十三条第一項」とあるのは「法第五十八条第三項において準用する法第十三条第一項」と、第十三条第一項中「法第十四条第一項前段」とあるのは「法第五十八条第三項において準用する法第十四条第一項前段」と、同条第二項中「法第十四条第一項後段」とあるのは「法第五十八条第三項において準用する法第十四条第一項後段」と、第十四条第一項中「法第十五条第一項前段」とあるのは「法第五十八条第三項において準用する法第十五条第一項前段」と、同条第二項中「法第十五条第一項後段」とあるのは「法第五十八条第三項において準用する法第十五条第一項後段」と、第十五条中「法第十五条第二項」とあるのは「法第五十八条第三項において準用する法第十五条第二項」と、同条第五号中「マンション管理士試験委員」とあるのは「管理業務主任者試験委員」と、第十六条中「法第十六条第二項」とあるのは「法第五十八条第三項において準用する法第十六条第二項」と、同条第二号中「第二条各号」とあるのは「第六十四条各号」と、第十七条中「法第十六条第三項」とあるのは「法第五十八条第三項において準用する法第十六条第三項」と、第十九条第一項中「法第十七条第一項」とあるのは「法第五十八条第三項において準用する法第十七条第一項」と、同条第二項中「法第九条第二項」とあるのは「法第五十七條第二項において準用する法第九条第二項」と、第二十条第一項及び第三項中「法第十九条」とあるのは「法第五十八條第三項において準用する法第十九条」と、第二十二條中「法第二十二條第二項」とあるのは「法第五十八條第三項において準用する法第二十二條第二項」と、「別記様式第二号」とあるのは「別記様式第十六号」と、第二十三條中「法第二十三條第一項」とあるのは「法第五十八條第三項において準用する法第二十三條第一項」と、第二十四條中「法第二十三條」とあるのは「法第五十八條第三項において準用する法第二十三條」と、「法第二十四條」とあるのは「法第五十八條第三項において準用する法第二十四條」と、「法第二十七條第二項」とあるのは「法第五十八條第三項において準用する法第二十七條第二項」と読み替えるものとする。

第八十二条 法第七十二条第一項の国土交通省令で定める期間は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める期間とする。

- 一 新たに建設されたマンションを分譲した場合 当該マンションの人の居住の用に供する独立部分（建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第一条に規定する建物の部分）をいう。次号において同じ。）の引渡しの日のうち最も早い日から一年
- 二 既存のマンションの区分所有権の全部を一又は複数の者が買い取り、当該マンションを分譲した場合 当該買取り後における当該マンションの人の居住の用に供する独立部分の引渡しの日のうち最も早い日から一年



(情報通信の技術を利用する方法)

第八十四条の二 法第七十二条第六項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ マンション管理業者等(マンション管理業者又は法第七十二条第六項に規定する事項の提供を行うマンション管理業者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを相手方(令第十五条第一項に規定する相手方をいう。以下この条及び第八十四条の五において同じ。)若しくは当該マンション管理業者の用に供する者をいう。以下この条及び次条において同じ。)の使用に係る電子計算機と相手方等(相手方又は相手方との契約により相手方ファイル(専ら相手方の用に供されるファイルをいう。以下この条において同じ。)を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この項において同じ。)の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を送信し、相手方等の使用に係る電子計算機に備えられた相手方ファイルに記録する方法

ロ マンション管理業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて相手方の閲覧に供し、相手方等の使用に係る電子計算機に備えられた当該相手方の相手方ファイルに当該記載事項を記録する方法

ハ マンション管理業者等の使用に係る電子計算機に備えられた相手方ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて相手方の閲覧に供する方法

二 磁気ディスク等をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 相手方が相手方ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

二 前項第一号口に掲げる方法にあつては、記載事項をマンション管理業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する旨又は記録した旨を相手方に対し通知するものであること。ただし、相手方が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。

三 前項第一号ハに掲げる方法にあつては、記載事項をマンション管理業者等の使用に係る電子計算機に備えられた相手方ファイルに記録する旨又は記録した旨を相手方に対し通知するものであること。ただし、相手方が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。

四 管理受託契約に係る管理業務主任者が明示されるものであること。

(電磁的方法の種類及び内容)

第八十四条の四 令第十五条第一項(同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。)の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 第八十四条の二第一項各号に掲げる方法のうちマンション管理業者等が使用するもの  
二 ファイルへの記録の方式

(情報通信の技術を利用する方法)

第八十四条の二 法第七十二条第六項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ マンション管理業者等(マンション管理業者又は法第七十二条第六項に規定する事項の提供を行うマンション管理業者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを相手方(マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行令(平成十三年政令第二百三十八号。以下「令」という。)第十条第一項に規定する相手方をいう。以下この条及び第八十四条の四において同じ。)若しくは当該マンション管理業者の用に供する者をいう。以下この条及び次条において同じ。)の使用に係る電子計算機と相手方等(相手方又は相手方との契約により相手方ファイル(専ら相手方の用に供されるファイルをいう。以下この条において同じ。)を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この項において同じ。)の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を送信し、相手方等の使用に係る電子計算機に備えられた相手方ファイルに記録する方法

ロ マンション管理業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて相手方の閲覧に供し、相手方等の使用に係る電子計算機に備えられた当該相手方の相手方ファイルに当該記載事項を記録する方法

ハ マンション管理業者等の使用に係る電子計算機に備えられた相手方ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて相手方の閲覧に供する方法

二 磁気ディスク等をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 相手方が相手方ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

二 前項第一号口に掲げる方法にあつては、記載事項をマンション管理業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する旨又は記録した旨を相手方に対し通知するものであること。ただし、相手方が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。

三 前項第一号ハに掲げる方法にあつては、記載事項をマンション管理業者等の使用に係る電子計算機に備えられた相手方ファイルに記録する旨又は記録した旨を相手方に対し通知するものであること。ただし、相手方が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。

四 管理受託契約に係る管理業務主任者が明示されるものであること。

(電磁的方法の種類及び内容)

第八十四条の四 令第十条第一項(同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。)の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 第八十四条の二第一項各号に掲げる方法のうちマンション管理業者等が使用するもの  
二 ファイルへの記録の方式

(情報通信の技術を利用した承諾の取得)  
第八十四条の五 令第十五条第一項(同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。)の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうち、イ又はロに掲げるもの
- イ 相手方の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じてマンション管理業者の使用に係る電子計算機に令第十五条第一項の承諾又は同条第二項の申出(以下この項において「承諾等」という。)をする旨送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- ロ マンション管理業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前条に規定する電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて相手方の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに承諾等をする旨を記録する方法
- 二 磁気ディスク等をもって調製するファイルに承諾等をする旨を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、マンション管理業者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

(法第七十三条第一項第八号の国土交通省令で定める事項)

第八十五条 法第七十三条第一項第八号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 管理受託契約の当事者の名称及び住所並びに法人である場合においては、その代表者の氏名
- 二 マンション管理業者による管理事務の実施のため必要となる、マンションの区分所有者等の行為制限又はマンション管理業者によるマンションの区分所有者等の専有部分への立入り若しくはマンションの共用部分(区分所有法第二条第四項に規定する共用部分をいう。)の使用に関する定めがあるときは、その内容

三 法第七十七条に規定する管理事務の報告に関する事項

四 マンションの滅失し又は毀損した場合において、管理組合及びマンション管理業者が当該滅失又は毀損の事実を知ったときはその状況を契約の相手方に通知すべき旨の定めがあるときは、その内容

五 宅地建物取引業者からその行う業務の用に供する目的でマンションに関する情報の提供を要求された場合の対応に関する定めがあるときは、その内容

六 毎事業年度開始前に行う当該年度の管理事務に要する費用の見通しに関する定めがあるときは、その内容

七 管理事務として行う管理事務に要する費用の収納に関する事項

八 免責に関する事項

(マンション管理適正化推進行政事務の開始の公示)

第一百五十二条 法第四十条の二第三項の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 マンション管理適正化推進行政事務の処理を開始する旨

二 マンション管理適正化推進行政事務の開始する日

(マンション管理適正化推進行政事務の引継ぎ)

第一百六条 都道府県知事は、法第四十条の二第四項に規定する場合においては、次に掲げる事務を行わなければならない。

- 一 引き継ぐべきマンション管理適正化推進行政事務を町村の長に引き継ぐこと。
- 二 引き継ぐべきマンション管理適正化推進行政事務に関する帳簿及び書類を町村の長に引き渡すこと。
- 三 その他町村の長が必要と認める事項を行うこと。

(情報通信の技術を利用した承諾の取得)  
第八十四条の五 令第十条第一項(同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。)の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうち、イ又はロに掲げるもの
- イ 相手方の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じてマンション管理業者の使用に係る電子計算機に令第十条第一項の承諾又は同条第二項の申出(以下この項において「承諾等」という。)をする旨送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- ロ マンション管理業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前条に規定する電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて相手方の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに承諾等をする旨を記録する方法
- 二 磁気ディスク等をもって調製するファイルに承諾等をする旨を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、マンション管理業者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

(法第七十三条第一項第八号の国土交通省令で定める事項)

第八十五条 法第七十三条第一項第八号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 管理受託契約の当事者の名称及び住所並びに法人である場合においては、その代表者の氏名
- 二 マンション管理業者による管理事務の実施のため必要となる、マンションの区分所有者等の行為制限又はマンション管理業者によるマンションの区分所有者等の専有部分への立入り若しくはマンションの共用部分(建物の区分所有等に関する法律(昭和三十七年法律第六十九号)第二条第四項に規定する共用部分をいう。)の使用に関する定めがあるときは、その内容

三 法第七十七条に規定する管理事務の報告に関する事項

四 マンションの滅失し又は毀損した場合において、管理組合及びマンション管理業者が当該滅失又は毀損の事実を知ったときはその状況を契約の相手方に通知すべき旨の定めがあるときは、その内容

五 宅地建物取引業者からその行う業務の用に供する目的でマンションに関する情報の提供を要求された場合の対応に関する定めがあるときは、その内容

六 毎事業年度開始前に行う当該年度の管理事務に要する費用の見通しに関する定めがあるときは、その内容

七 管理事務として行う管理事務に要する費用の収納に関する事項

八 免責に関する事項

(新設)

(新設)

(新設)

別記様式第一号 (第一条の二関係) (日本産業規格 A 列 4 番)  
(第一面)

(新設)

認 定 申 請 書

年 月 日

(計画作成都道府県知事等)

殿

申請者 (管理者等) の住所又は  
主たる事務所の所在地  
申請者 (管理者等) の氏名又は  
名称及び法人にあつては、その  
代表者の氏名  
申請者 (管理者等) の連絡先

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第 5 条の 3 第 1 項の規定に基づき、管理計画の認定を申請します。この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	認定コード欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号		
係員氏名	係員氏名	

(注意)

1. 複数の管理者等が置かれている場合、【申請者 (管理者等) の住所又は主たる事務所の所在地】及び【申請者 (管理者等) の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名】の欄は、代表者 1 名分を記載してください。代表者以外の管理者等については、第七面に管理者等全員の住所又は主たる事務所の所在地、氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名並びに連絡先を記載してください。

なお、当該マンションの管理組合法人の理事が申請者である場合には、当該組合法人の名称の記載は不要です。

2. 本申請書にはマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第 1 条の 2 第 1 項に規定する添付書類を添付してください。

(第二面)  
管理計画

## 1. マンションの概要

【1. マンションの所在地】
【2. マンションの用途】 <input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 住宅及び非住宅
【3. マンションの戸数】 【総戸数】 戸 【住宅戸数】 戸 【非住宅戸数】 戸
【4. 主な構造】 造
【5. マンションの階数】 (地上) 階 (地下) 階
【6. マンションが建設された年月】 年 月
【7. 管理組合の形態】
【8. 管理組合の名称】
【9. 管理者等の氏名又は名称等】 【管理者等の氏名又は名称】 【管理者等の住所又は主たる事務所の所在地】 【管理者等の連絡先】
【10. マンションの管理形態】 <input type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 一部委託 <input type="checkbox"/> 自主管理
【11. 管理事務の委託先の情報】 【委託先の氏名又は名称】 【委託先の住所又は主たる事務所の所在地】

【12. 備考】

(注意)

1. 【1. マンションの所在地】から【6. マンションが建設された年月】までの欄は、管理計画の認定の対象となる建物に係る情報を記載してください。
2. 【2. 建築物の用途】及び【10. マンションの管理形態】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」を入れてください。
3. 【7. 管理組合の形態】の欄は、次のいずれかを記載してください。
  - (1) 単棟型 (住宅のみ)
  - (2) 単棟型 (複合用途型)
  - (3) 団地型 (区分所有法第 68 条の規約設定を行っている団地管理組合・住宅のみ)
  - (4) 団地型 (区分所有法第 68 条の規約設定を行っている団地管理組合・複合用途型)
  - (5) 団地型 (区分所有法第 68 条の規約設定を行っていない団地管理組合と棟管理組合・住宅のみ)
  - (6) 団地型 (区分所有法第 68 条の規約設定を行っていない団地管理組合と棟管理組合・複合用途型)
  - (7) その他
4. 複数の管理組合が共同で申請する場合、【8. 管理組合の名称】から【11. 管理事務の委託先の情報】までの欄は、全ての管理組合に係る情報を記載してください。
5. 複数の管理者等が置かれている場合には、【9. 管理者等の氏名又は名称等】の欄は、代表者 1 名分を記載してください。
6. 【11. 管理事務の委託先の情報】の欄は、【10. マンションの管理形態】の欄で「全部委託」又は「一部委託」を選んだ場合のみ記載してください。

(第三面)

## 2. オンラインの修繕その他の管理の方法

【1. 長期修繕計画の作成又は直近の変更の年月日】
年 月 日
【2. 長期修繕計画の作成又は直近の変更について集会の決議をした年月日】
年 月 日
【3. 長期修繕計画の計画期間】
【計画期間】 年
【4. 備考】

(注意)

1. 【3. 長期修繕計画の計画期間】の欄は、計画作成時点からの修繕計画期間を記載してください。

(第四面)

3. ペンションの修繕その他の管理に係る資金計画

【1. 計画期間当初の修繕積立金の残高】	
【2. 計画期間全体で集める修繕積立金の総額】	
【3. 計画期間全体での専用使用料等からの繰入額の総額】	
【4. 機械式駐車場設備の内容】	
機械式駐車場設備の有無	□有 □無
機械式駐車場設備がある場合の内訳	
【2段(ピット1段)昇降式】	台
【3段(ピット2段)昇降式】	台
【3段(ピット1段)昇降横行式】	台
【4段(ピット2段)昇降横行式】	台
【エレベーター方式(垂直循環方式)】	台
【その他】	台
【5. 計画期間全体での修繕積立金の平均額】	
【6. 現在の借入金の有無】	□無 □有
※借入金がある場合には、その完済予定年月( 年 月)	
【7. 直前の会計年度で集める予定であった修繕積立金の総額】	
【8. 直前の会計年度での修繕積立金の3ヶ月以上の滞納額及び滞納率】	
【滞納額】	
【滞納率】	
【9. 管理費と修繕積立金の区分経理の有無】	□無 □有
【10. 備考】	

(注意)

1. 【3. 計画期間全体での専用使用料等からの繰入額の総額】の欄は、計画期間全体での専用使用料等(駐車場使用料等の特定の区分所有者がペンスの共用部分の一部を専用使用するために納入する料金をいう。)から修繕積

立金会計へ納入される額の総額を記載してください。

2. 【4. 機械式駐車場設備の内容】、【6. 現在の借入金の有無】及び【9. 管理費と修繕積立金の区分経理の有無】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」を入れるとともに、【6. 現在の借入金の有無】の欄について、「有」を選んだ場合は、借入金の完済の予定年月を記載してください。複数の借入金が存在する場合には、完済期日が最も遅い期日を記載してください。

3. 【5. 計画期間全体での修繕積立金の平均額】の欄は、以下の計算式により算出した額を記載してください。

計画期間全体での修繕積立金の平均額

$$= (A + B + C) \div X \div Y$$

A：計画期間当初の修繕積立金の残高 (円)

B：計画期間全体で集める修繕積立金の総額 (円)

C：計画期間全体での専用使用料等からの繰入額の総額 (円)

X：マンションの総専有床面積 (m<sup>2</sup>)

Y：長期修繕計画の計画期間 (ヶ月)

4. 【7. 直前の会計年度で集める予定であった修繕積立金の総額】及び【8. 直前の会計年度での修繕積立金の3ヶ月以上の滞納額及び滞納率】の欄は、該当する事業年度がない場合には記載は不要です。

5. 【8. 直前の会計年度での修繕積立金の3ヶ月以上の滞納額及び滞納率】の欄の【滞納率】は、「直前の会計年度での修繕積立金の3ヶ月以上の滞納額÷直前の会計年度で集める予定であった修繕積立金の総額」で算出した額を記載してください。



(第五面)

4. マンションの管理組合の運営状況

【1. 監事の氏名又は名称】
【2. 直近の集会が開かれた年月日】 年 月 日
【3. 区分所有者名簿の有無及び年 1 回以上の内容の更新の有無】 【区分所有者名簿の有無】 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 【年 1 回以上内容の更新の有無】 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
【4. 居住者名簿の有無及び年 1 回以上の内容の更新の有無】 【居住者名簿の有無】 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 【年 1 回以上内容の更新の有無】 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
【5. 管理規約への「マンションの管理のため必要となる、管理者等のマンションの区分所有者の専有部分及び規約（これに類するものを含む。）により特定の者が立ち入ることができることとされた部分への立入りに関する事項」の記載】 <input type="checkbox"/> 記載されている <input type="checkbox"/> 記載されていない
【6. 管理規約への「マンションの点検、修繕その他のマンションの維持管理に関する記録の作成及び保存に関する事項」の記載】 <input type="checkbox"/> 記載されている <input type="checkbox"/> 記載されていない
【7. 管理規約への「マンションの区分所有者その他の利害関係人からマンションに関する情報の提供を要求された場合の対応に関する事項」の記載】 <input type="checkbox"/> 記載されている <input type="checkbox"/> 記載されていない
【8. 備考】

(注意)

1. 【3. 区分所有者名簿の有無及び年 1 回以上の内容の更新の有無】から【7. 管理規約への「マンションの区分所有者その他の利害関係人からマンションに関する情報の提供を要求された場合の対応に関する事項」の記載】までの欄は、該当するチェックボックスに「✓」を入れてください。

(第六面)

5. その他

【1. 都道府県等マネジメント管理適正化指針に照らして適切なものであることを確認するために必要な事項】

【2. 認定を受けた際の公表の可否】	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否
--------------------	----------------------------	----------------------------

(注意)

1. 【1. 都道府県等マネジメント管理適正化指針に照らして適切なものであることを確認するために必要な事項】の欄は、申請に係るマネジメントが所在する都道府県等において都道府県等マネジメント管理適正化指針が定められている場合に、当該指針に応じて必要な事項を記載してください。
2. 【2. 認定を受けた際の公表の可否】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」を入れてください。

6. 代表者以外の管理者等

(第七面)



別記様式第一号の三 (第一条の七関係) (日本産業規格 A 列 4 番)  
(第一面)

(新設)

認 定 更 新 申 請 書

年 月 日

(計画作成都道府県知事等)

殿

申請者 (管理者等) の住所又は  
主たる事務所の所在地  
申請者 (管理者等) の氏名又は  
名称及び法人にあつては、その  
代表者の氏名  
申請者 (管理者等) の連絡先

マシンの管理の適正化の推進に関する法律第 5 条の 6 第 1 項の認定の更新を受けたいので、同条第 2 項において準用する同法第 5 条の 3 第 1 項の規定に基づき、申請します。この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

1. 更新を申請する管理計画の認定コード
2. 更新を申請する管理計画の認定年月日  
年 月 日

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	認定コード欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号		
係員氏名	係員氏名	

(注意)

1. 複数の管理者等が置かれている場合、【申請者 (管理者等) の住所又は主たる事務所の所在地】及び【申請者 (管理者等) の氏名又は名称及び法人に

あつては、その代表者の氏名】の欄は、代表者1名分を記載してください。  
代表者以外の管理者等については、第七面に管理者等全員の住所又は主たる事務所の所在地、氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名並びに連絡先を記載してください。

なお、当該マンションの管理組合法人の理事が申請者である場合には、当該組合法人の名称は不要です。

2. 本申請書には、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第1条の2第1項に規定する添付書類を添付してください。

管理計画

(第二面)

1. マンションの概要

【1. マンションの所在地】

【2. マンションの用途】

住宅 住宅及び非住宅

【3. マンションの戸数】

【総戸数】 戸

【住宅戸数】 戸

【非住宅戸数】 戸

【4. 主な構造】 造

【5. マンションの階数】

(地上) 階 (地下) 階

【6. マンションが建設された年月】

年 月

【7. 管理組合の形態】

【8. 管理組合の名称】

【9. 管理者等の氏名又は名称等】

【管理者等の氏名又は名称】

【管理者等の住所又は主たる事務所の所在地】

【管理者等の連絡先】

【10. マンションの管理形態】

全部委託 一部委託 自主管理

【11. 管理事務の委託先の情報】

【委託先の氏名又は名称】

【委託先の住所又は主たる事務所の所在地】

## 【12. 備考】

（注意）

1. 【1. マンションの所在地】から【6. マンションが建設された年月】までの欄は、管理計画の認定の対象となる建物に係る情報を記載してください。
2. 【2. 建築物の用途】及び【10. マンションの管理形態】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」を入れてください。
3. 【7. 管理組合の形態】の欄は、次のいずれかを記載してください。
  - (1) 単棟型（住宅のみ）
  - (2) 単棟型（複合用途型）
  - (3) 団地型（区分所有法第 68 条の規約設定を行っている団地管理組合・住宅のみ）
  - (4) 団地型（区分所有法第 68 条の規約設定を行っている団地管理組合・複合用途型）
  - (5) 団地型（区分所有法第 68 条の規約設定を行っていない団地管理組合と棟管理組合・住宅のみ）
  - (6) 団地型（区分所有法第 68 条の規約設定を行っていない団地管理組合と棟管理組合・複合用途型）
  - (7) その他
4. 複数の管理組合が共同で申請する場合、【8. 管理組合の名称】から【11. 管理事務の委託先の情報】までの欄は、全ての管理組合に係る情報を記載してください。
5. 複数の管理者等が置かれている場合には、【9. 管理者等の氏名又は名称等】の欄は、代表者 1 名分を記載してください。
6. 【11. 管理事務の委託先の情報】の欄は、【10. マンションの管理形態】の欄で「全部委託」又は「一部委託」を選んだ場合のみ記載してください。



(第三面)

2. オンラインの修繕その他の管理の方法

【1. 長期修繕計画の作成又は直近の変更の年月日】
年 月 日
【2. 長期修繕計画の作成又は直近の変更について集会の決議をした年月日】
年 月 日
【3. 長期修繕計画の計画期間】
【計画期間】 年
【4. 備考】

(注意)

1. 【3. 長期修繕計画の計画期間】の欄は、計画作成時点からの修繕計画期間を記載してください。

(第四面)

## 3. ペンションの修繕その他の管理に係る資金計画

【1. 計画期間当初の修繕積立金の残高】	
【2. 計画期間全体で集める修繕積立金の総額】	
【3. 計画期間全体での専用使用料等からの繰入額の総額】	
【4. 機械式駐車場設備の内容】	
機械式駐車場設備の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
機械式駐車場設備がある場合の内訳	
【2段(ピット1段)昇降式】	台
【3段(ピット2段)昇降式】	台
【3段(ピット1段)昇降横行式】	台
【4段(ピット2段)昇降横行式】	台
【エレベーター方式(垂直循環方式)】	台
【その他】	台
【5. 計画期間全体での修繕積立金の平均額】	
【6. 現在の借入金の有無】	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
※借入金がある場合には、その完済予定年月( 年 月)	
【7. 直前の会計年度で集める予定であった修繕積立金の総額】	
【8. 直前の会計年度での修繕積立金の3ヶ月以上の滞納額及び滞納率】	
【滞納額】	
【滞納率】	
【9. 管理費と修繕積立金の区分経理の有無】	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
【10. 備考】	

(注意)

1. 【3. 計画期間全体での専用使用料等からの繰入額の総額】の欄は、計画期間全体での専用使用料等(駐車場使用料等の特定の区分所有者がペンションの共用部分の一部を専用使用するために納入する料金をいう。)から修繕積

立金会計へ納入される額の総額を記載してください。

2. 【4. 機械式駐車場設備の内容】、【6. 現在の借入金の有無】及び【9. 管理費と修繕積立金の区分経理の有無】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」を入れるとともに、【6. 現在の借入金の有無】の欄について、「有」を選んだ場合は、借入金の完済の予定年月を記載してください。複数の借入金が存在する場合には、完済期日が最も遅い期日を記載してください。

3. 【5. 計画期間全体での修繕積立金の平均額】の欄は、以下の計算式により算出した額を記載してください。

計画期間全体での修繕積立金の平均額

$$= (A + B + C) \div X \div Y$$

A：計画期間当初の修繕積立金の残高 (円)

B：計画期間全体で集める修繕積立金の総額 (円)

C：計画期間全体での専用使用料等からの繰入額の総額 (円)

X：マンションの総専有床面積 (m<sup>2</sup>)

Y：長期修繕計画の計画期間 (ヶ月)

4. 【7. 直前の会計年度で集める予定であった修繕積立金の総額】及び【8. 直前の会計年度での修繕積立金の3ヶ月以上の滞納額及び滞納率】の欄は、該当する事業年度がない場合には記載は不要です。

5. 【8. 直前の会計年度での修繕積立金の3ヶ月以上の滞納額及び滞納率】の欄の【滞納率】は、「直前の会計年度での修繕積立金の3ヶ月以上の滞納額÷直前の会計年度で集める予定であった修繕積立金の総額」で算出した額を記載してください。

(第五面)

## 4. マンションの管理組合の運営状況

## 【1. 監事の氏名又は名称】

【2. 直近の集会が開かれた年月日】

年 月 日

【3. 区分所有者名簿の有無及び年 1 回以上の内容の更新の有無】

【区分所有者名簿の有無】  無  有【年 1 回以上内容の更新の有無】  無  有

【4. 居住者名簿の有無及び年 1 回以上の内容の更新の有無】

【居住者名簿の有無】  無  有【年 1 回以上内容の更新の有無】  無  有

【5. 管理規約への「マンションの管理のため必要となる、管理者等のマンションの区分所有者の専有部分及び規約（これに類するものを含む。）により特定の者が立ち入ることができることとされた部分への立入りに関する事項」の記載】

 記載されている  記載されていない

【6. 管理規約への「マンションの点検、修繕その他のマンションの維持管理に関する記録の作成及び保存に関する事項」の記載】

 記載されている  記載されていない

【7. 管理規約への「マンションの区分所有者その他の利害関係人からマンションに関する情報の提供を要求された場合の対応に関する事項」の記載】

 記載されている  記載されていない

【8. 備考】

(注意)

1. 【3. 区分所有者名簿の有無及び年 1 回以上の内容の更新の有無】から【7. 管理規約への「マンションの区分所有者その他の利害関係人からマンションに関する情報の提供を要求された場合の対応に関する事項」の記載】までの欄は、該当するチェックボックスに「✓」を入れてください。

(第六面)

5. その他

【1. 都道府県等マシヨ管理適正化指針に照らして適切なものであることを確認するために必要な事項】

【2. 認定を受けた際の公表の可否】  可  否

(注意)

1. 【1. 都道府県等マシヨ管理適正化指針に照らして適切なものであることを確認するために必要な事項】の欄は、申請に係るマシヨが所在する都道府県等において都道府県等マシヨ管理適正化指針が定められている場合に、当該指針に応じて必要な事項を記載してください。
2. 【2. 認定を受けた際の公表の可否】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」を入れてください。

6. 代表者以外の管理者等

(第七面)

別記様式第一号の四 (第一条の八関係) (日本産業規格 A 列 4 番)  
認 定 更 新 通 知 書

(新設)

認定年月日	年	月	日
認定コード	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

殿

(計画作成都道府県知事等名)

印

マシンの管理の適正化の推進に関する法律第 5 条の 6 第 2 項において準用する同法第 5 条の 3 第 1 項の規定に基づき認定の更新の申請があつた管理計画について、同法第 5 条の 6 第 2 項において準用する同法第 5 条の 4 の規定に基づき認定しましたので、同法第 5 条の 6 第 2 項において準用する同法第 5 条の 5 の規定に基づき通知します。

1. 申請年月日                    年    月    日
2. マシンの名称
3. マシンの所在地
4. 備考

別記様式第一号の五 (第一条の十関係) (日本産業規格 A 列 4 番)  
変更認定申請書

年 月 日

(計画作成都道府県知事等)

殿

申請者 (管理者等) の住所又は  
主たる事務所の所在地  
申請者 (管理者等) の氏名又は  
名称及び法人にあつては、その  
代表者の氏名  
申請者 (管理者等) の連絡先

マシンの管理の適正化の推進に関する法律第 5 条の 7 第 1 項の規定に基づき、管理計画の変更の認定を申請します。この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

1. 変更の認定を申請する管理計画の認定コード
2. 変更の認定を申請する管理計画の認定年月日  
年 月 日
3. マシンの名称
4. マシンの所在地
5. 変更の概要

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	認定コード欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号		
係員氏名	係員氏名	

(新設)



(注意)

1. 複数の管理者等が置かれている場合、【申請者 (管理者等) の住所又は主たる事務所の所在地】及び【申請者 (管理者等) の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名】の欄は、代表者 1 名分を記載してください。申請者が管理会社等の法人である場合には、その法人の代表者の氏名を併せて記載してください。なお、当該マンションの管理組合法人の理事が申請者である場合は、当該組合法人の名称は不要です。
2. 本申請書には、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第 1 条の 2 第 1 項に規定する添付書類のうち、変更に係るものを添付してください。

